

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

昭和 58 年 10 月

農 林 水 産 省

目 次

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について	1
酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	2
第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針	2
1 酪農及び肉用牛生産の振興・合理化	2
2 国内供給の確保と価格の安定	2
3 効率的な経営構造の確立と生産性の向上	3
4 流通の合理化	4
5 その他の重要事項	4
第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需 要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産 数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標	5
1 生乳の地域別の需要の長期見通し	5
2 生乳の地域別の生産数量の目標	6
3 牛肉の生産数量の目標	6
4 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標	7
第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標	8
1 酪農経営	8
2 肉用牛経営	10
第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化 に関する基本的な事項	12
1 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項	12
2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項	13

第5	その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項	15
1	経営技術指導と情報の収集提供	15
2	家畜改良の推進	15
3	家畜衛生	15
4	環境保全	16

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の2第1項の規定に基づき昭和65年度を目標年度とする酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき、公表する。

昭和58年10月26日

農林水産大臣 金子 岩三

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

1 酪農及び肉用牛生産の振興・合理化

牛乳乳製品及び牛肉は、国民の食生活上重要なたん白質供給源として、今後更に重要性が増大することが見込まれ、安定的供給の確保の要請が強まっている一方、酪農及び肉用牛生産は、国土資源の有効利用を図る上で、あるいは今後の地域農業の展開や農山村の振興を図る上で、ますます重要となってきた。加えて、特に牛肉については、長期的には国際需給の不足基調が予測されているという事情もある。

このようなことから、牛乳乳製品及び牛肉については、合理的な生産を基本としつつできるだけ国内で供給することが重要であり、このため、酪農及び肉用牛生産を、我が国の土地利用型農業の基軸として位置付け、長期的観点から総合的な振興・合理化を図るものとする。

2 国内供給の確保と価格の安定

牛乳乳製品及び牛肉の需給については、増大する需要に対応し、国民への安定供給を図るため、合理的な国内生産による供給を基本としつつ、国内生産で不足する部分については需給の動向に十分配慮して輸入を適切に行うものとする。この場合、目標年度における自給率は、おおむね現状程度となることを見通される。

国内生産の推進に当たっては、国土条件等の制約がある中であって、できるだけ高い生産性の実現を図るとともに、価格安定対策を適切に推進しつつ、内外価格差の縮小に努めるものとし、長期的には、我が国よりかなり国土条件等に恵まれているものの農業をめぐる条件において比較的我が国との隔たりが小さい西欧諸国と、生産流通の実態を踏まえつつ、価格面

において、ほぼ均衡がとれたものとなるよう努めるものとする。

3 効率的な経営構造の確立と生産性の向上

- (1) 牛乳乳製品及び牛肉の国内供給の確保と価格の安定を図るためには、効率的な経営構造の確立とともに生産性の向上が不可欠であり、このため、

ア 草食性家畜の特性にかんがみ、草地開発、既耕地の整備等土地基盤の整備を推進するとともに、土地利用の集積、山林原野の有効利用を推進し、飼料基盤に立脚した経営の育成を図るものとする。この場合、地域の実態に応じ、耕種部門との結付きを強め、転作田等の活用による飼料作物の生産の拡大、稲わら等農場副産物の有効利用及び堆きゅう肥の土壌還元による地力の維持増強を推進するものとする。

イ 技術と経営能力が優れ、高い生産性と農業所得を実現できる中核的な担い手や生産組織を育成し、これにより生産の大部分が担われるような生産構造の実現を目指すものとする。

ウ 酪農の発展と肉用牛生産の発展とが密接に関連していることにかんがみ、酪農及び肉用牛生産の振興・合理化を総合的に推進するものとする。

特に、乳用種肉用牛のほ育育成段階における事故率の低下等を図り肉用牛の生産流通の合理化と酪農経営の安定に資するため、土地条件、経営条件の整った地域においては、乳用種のほ育育成等肉用牛生産を取り込んだ酪農経営（以下「乳肉複合経営」という。）の育成を推進するものとする。また、これらと連携した肥育経営を育成し、地域内一貫生産を推進するものとする。

- (2) 酪農については、牛乳乳製品の需給の動向にかんがみ、需要に見合った生乳の計画的生産が必要とされており、また、これまでの急速な規模

拡大により一戸当たりの成畜頭数規模では既に西欧諸国の水準に到達しているところから、今後は、特に、飼料自給度の向上、乳牛の能力向上、資本装備の効率化、経営管理技術の改善等を推進し、経営体質の強化と生産の合理化を図るものとする。

- (3) 肉用牛生産については、特に、需要の増大に対応する牛肉の生産の拡大と生産性の向上を図ることが必要であり、このため、経営の健全な発展に留意しつつ、飼養規模の安定的拡大を推進するとともに、経営内、地域内一貫生産を推進するものとする。

また、牛肉に対する消費者ニーズの動向を踏まえつつ、効率的な肉用牛の生産を推進するため、飼料自給度の向上、肥育期間の短縮等に重点を置いた経済的な飼養形態の普及を図るものとする。

4 流通の合理化

- (1) 集乳及び乳業については、生乳の需給調整体制の整備、集送乳の合理化及び乳業の合理化を図るものとする。
- (2) 肉用牛及び牛肉の流通については、家畜市場の再編整備、地域内一貫生産等の推進等肉用牛の流通の合理化を図るとともに、産地食肉処理及び部分肉流通の推進、食肉卸売市場の整備、取引規格及び品質表示の普及等牛肉の流通の合理化を図るものとする。

5 その他の重要事項

酪農及び肉用牛生産の振興・合理化に資するため、経営技術指導の充実、家畜改良の推進並びに家畜衛生対策及び環境保全対策の的確な推進を図るものとする。

また、需給、価格動向への的確な対応等に資するため、情報の収集提供システムの整備を図るものとする。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

1 生乳の地域別の需要の長期見通し

牛乳乳製品の需要については、近年における食料消費の動向等を踏まえて、今後の地域間の消費の平準化の進展、所得水準の上昇等に伴う消費量の増大を見込む。

(1) 飲用向け需要量（全国計）

5,435千トン

地 域 名	地域に属する都道府県名	数 量
北 海 道	北海道	千トン 295
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	400
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	1,940
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	250
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	445
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	920
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	540
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	645
全 国 計		5,435

(2) 乳製品向け需要量（全国計）

2,830千トン

(3) 自家消費等需要量（全国計）

155 "

(4) 需要量計

8,420 "

2 生乳の地域別の生産数量の目標

生乳の地域別の生産数量については、酪農経営を取り巻く環境条件の変化に対応した飼養構造の変化の地域的動向、飼料生産基盤の地域差及び乳牛の能力向上等を考慮し、目標を設定する。

地 域 名	地域に属する都道府県名	数 量
北 海 道	北海道	千トン 3,140
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	905
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	1,940
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	180
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	395
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	370
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	720
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	770
全 国 計		8,420

3 牛肉の生産数量の目標

牛肉の生産数量については、需要の増大、国土資源の有効利用の見地、飼養構造の変化、肉用牛生産の効率化等に配慮しつつ安定的な国内供給を図ることを旨として目標を設定する。

牛肉生産量（全国計） 630千トン（枝肉換算）

4 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数については、経営を取り巻く環境条件の変化に対応した飼養構造の変化の地域的動向、特に酪農地域における乳用種肉用牛の地域内一貫生産の進展、飼料生産基盤の地域差及び肉専用種の繁殖から肥育までの地域内一貫生産の進展等を考慮し、目標を設定する。

地 域 名	地域に属する都道府県名	乳 牛	肉 用 牛
北 海 道	北海道	千頭 9 6 0	千頭 5 1 0
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	3 0 0	8 1 0
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県	5 5 0	5 2 0
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	5 0	8 0
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	1 1 0	1 5 0
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	1 0 0	1 3 0
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、兵庫県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	2 1 0	4 2 0
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄 県	2 3 0	1, 3 0 0
全 国 計		2, 5 1 0	3, 9 2 0

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

1 酪農経営

近代的な酪農経営の基本的指標については、緩やかな伸びが見込まれる需要の動向に即した生産を行いつつ生産性の向上を図ることを旨として、酪農専業経営、他作物との複合経営及び乳肉複合経営の経営形態別に、土地条件、地域性等を考慮し、高度な技術と効率的な装備を有し、飼料基盤に立脚した収益性の高い安定的な酪農経営の指標として設定する。

区 分	土地条件の制約が比較的小さい地域			土地条件の制約が比較的大きい地域		
	専業経営	複 合 経 営		専業経営	複 合 経 営	
	酪農専業 経営	他作目との 複合経営	乳肉複合 経営	酪農専業 経営	他作目との 複合経営	乳肉複合 経営
飼養頭数規模 (経産牛頭数)	40頭以上	20頭以上	20頭以上	30頭以上	15頭以上	15頭以上
酪農部門投下 労働1時間当 たり生乳生産 量	45 キログラム 以上	30 キログラム 以上	30 キログラム 以上	35 キログラム 以上	25 キログラム 以上	25 キログラム 以上
経産牛1頭当 たり飼養管理 労働時間 (年間)	100時間 以下	120時間 以下	130時間 以下 (うちほ育 育成分10 時間以下)	110時間 以下	150時間 以下	160時間 以下 (うちほ育 育成分10 時間以下)
飼料作10ア ール当たり労 働時間	4時間以下	8時間以下	8時間以下	30時間以下	35時間以下	35時間以下
飼料作10ア ール当たり養 分生産量 (TDN換算)	650 キログラム 以上	650 キログラム 以上	650 キログラム 以上	1,000 キログラム 以上	1,200 キログラム 以上	1,200 キログラム 以上
飼料自給率 (TDN換算)	80 パーセント 以上	75 パーセント 以上	75 パーセント 以上	60 パーセント 以上	65 パーセント 以上	65 パーセント 以上
備 考			ほ育育成牛 (肉用牛) 頭数 年間15頭 程度			ほ育育成牛 (肉用牛) 頭数 年間10頭 程度

2 肉用牛経営

近代的な肉用牛経営の基本的指標については、需要の動向に対応した生産の拡大と生産性の向上を図ることを旨として、肉用牛専業経営・他作目との複合経営、繁殖・肥育経営の経営形態別に、土地条件、地域性等を考慮し、飼料基盤に立脚した安定的な経営の指標として設定する。

(1) 共通指標

ア 乳用種

- (ア) ほ育育成牛事故率 5 パーセント以下
- (イ) 肥育牛出荷月齢 18 月齢以下
- (ロ) 肥育牛1日当たり増体重 1.1 キログラム以上

イ 肉専用種

- (ア) 分娩間隔 13 月以下
- (イ) 肥育牛出荷月齢 24 月齢以下
- (ロ) 肥育牛1日当たり増体重 0.8 キログラム以上

(2) 経営形態別指標

区 分	土地条件の制約が比較的小さい地域			土地条件の制約が比較的大きい地域			
	専 業 経 営		複合経営	専業経営	複 合 経 営		
	肥育経営	繁殖肥育 一貫経営	繁殖経営	肥育経営	繁 殖 経 営		肥育経営
飼 養 頭 数 規 模	肥育牛 100 頭以上	繁殖牛 50 頭以上	繁殖牛 20 頭以上	肥育牛 100 頭以上	繁殖牛 10 頭以上	繁殖牛 5 頭以上	肥育牛 30 頭以上
繁 殖 牛 ・ 肥育牛 1 頭 当たり飼養 管理労働 時間(年間)	肥育牛 20 時間 以下	繁殖牛 50 時間 以下	繁殖牛 50 時間 以下	肥育牛 20 時間 以下	繁殖牛 60 時間 以下	繁殖牛 120 時間 以下	肥育牛 40 時間 以下
飼料作 1 0 アール当た り労働時間	8 時間 以下	4 時間 以下	35 時間 以下	30 時間 以下	35 時間 以下	35 時間 以下	35 時間 以下
飼料作 1 0 アール当た り養分生産 量 (TDN 換算)	650 キログラム 以上	650 キログラム 以上	1, 000 キログラム 以上	1, 000 キログラム 以上	1, 000 キログラム 以上	1, 000 キログラム 以上	1, 000 キログラム 以上
飼料自給率 (TDN 換算)	45 パーセント 以上	75 パーセント 以上	80 パーセント 以上	35 パーセント 以上	80 パーセント 以上	90 パーセント 以上	40 パーセント 以上
備 考		肥育牛飼養 頭数規模 30 頭程度					

第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

1 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

(1) 生乳の需給調整の推進

生乳の需給調整を的確かつ円滑に実施するため、指定生乳生産者団体（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第6条第1項の指定を受けた生乳生産者団体をいう。）の県内で生産される生乳の需給調整機能の整備を推進する。

また、公正な生乳取引の確保及び広域的な需給調整等に配慮した生乳取引の促進を図る。

(2) 集送乳の合理化

集送乳コストの低減と乳質の改善を図るため、集送乳路線の再編整備及びこれに対応した集送乳施設の整備等を推進する。

(3) 乳業の合理化等

ア 乳業施設の合理化

乳業の生産性の向上を図るため、乳業施設については、地域ごとの実態を踏まえた適正な規模、稼働率等を目標としつつ、乳業施設の統廃合、効率的な施設への切換え等を推進する。特に、当面、製造能力が過大となっている飲用牛乳処理施設については、極力新增設を抑制する。

イ 余乳処理の合理化

飲用牛乳の需要量を超える生乳については、既存の余乳処理施設の有効利用等により、乳業の系列の枠を越えて、地域ごとに、集中的かつ効率的に処理する体制の整備を図る。

ウ 中小乳業者の組織化等

中小乳業者については、その取引上の地位の向上、生産・流通の合理化等に資するため、地域ごとの組織化、合併等を推進する。

エ 技術開発と消費の拡大等

牛乳乳製品の消費の拡大と安定的供給に資するため、消費者ニーズの多様化に対応した牛乳乳製品の製造及び開発並びに製造コストの節減を図るための技術開発を推進するとともに、牛乳乳製品の販売段階における経営改善及び消費の拡大を推進する。

2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

(1) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛の公正円滑な取引及び適正な価格形成に資するため、肉用牛の生産状況及び取引状況に対応して、家畜市場の再編整備を推進する。

また、肉用牛の流通コストの低減に資するため、繁殖から肥育までの地域内一貫生産を推進するとともに、共同出荷等合理的、計画的な出荷を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 枝肉・部分肉流通の推進と価格形成機能の充実

産地の大型化、消費地からの遠隔化に対応して流通コストの低減に資するため、産地食肉処理加工施設の整備を進め、枝肉・部分肉形態による流通を促進する。この場合、品質が比較的一定している乳用雄牛肉等については、特に部分肉形態による流通を促進する。

さらに、食肉卸売市場について卸売市場整備基本方針（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第1項の卸売市場整備基本方針をいう。）に即して整備を進めるとともに、搬入物取引の推進、上場率の向上及び冷と体取引への移行の促進を図る。

イ 牛肉の取引規格の改善とその的確な運用

牛肉の流通の合理化に資するため、牛肉に関する取引規格について、牛肉の生産の合理化のための肥育期間の短縮、粗飼料給与率の向上等の施策の展開方向にも配慮しつつ牛肉の生産、流通、消費の実態の変化に対応した改善を図るとともに、その一層の普及を図る。

ウ 消費者ニーズの多様化に対応した販売の促進と消費者に対する情報提供

消費者ニーズの多様化に対応した牛肉の販売を促進する観点から、牛肉小売品質基準による部位別表示販売を推進するとともに、販売形態の多様化を図る。また、牛肉の流通、消費に関する消費者の啓発及び情報の提供を推進する。

(3) 食肉関連産業の健全な発展

食肉消費の多様化に対応し、食肉関連産業の健全な発展に資するため、原材料の安定的な供給を図るとともに、食肉関連産業の体質の強化と経営基盤の強化を図る。

第5 その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項

1 経営技術指導と情報の収集提供

- (1) 技術と経営能力に優れた中核的な担い手や生産組織を育成するため、組織的な経営改善活動を助長するとともに、指導者の資質の向上を推進する等経営技術指導の充実を図る。
- (2) 指導の実施に当たっては、国、都道府県及び市町村の各段階において、関係機関との連携を強化し、共通の認識と目標の下に総合的な指導を展開する。
- (3) 需給及び価格の動向に対する的確な対応等に資するため、近年の情報処理技術の進展等を踏まえつつ、生産から流通、消費に至る各段階を通じて情報の収集提供システムの整備を図る。

2 家畜改良の推進

- (1) 乳牛については、乳用雌牛群の能力検定の実施と能力検定成績の優れた種雄牛の広域利用等を通じて、計画的に、乳質、泌乳量及び産肉量等の遺伝的能力の改良と斉一化を推進する。
- (2) 肉用牛については、能力検定成績の優れた種雄牛の広域利用等を通じて、計画的に、産肉量、飼料効率及び連産性等の遺伝的能力の改良と斉一化を推進する。
- (3) 乳牛及び肉用牛の遺伝的能力の改良及び斉一化の促進と肉用牛資源の拡大に資するため、家畜受精卵移植等の家畜の改良増殖に関する新技術の開発及び普及に努める。

3 家畜衛生

乳牛及び肉用牛の損耗を防止し、生産性の向上を図るため、飼養規模の拡大に伴う飼養環境の変化、疾病の多様化等に対応して、特に次の点に重点を置いて、飼料給与の適正化、飼養環境の改善、疾病の早期発見、予防

注射の実施等による予防衛生対策を推進する。

ア 肉用牛生産の基礎となる繁殖牛については、「一年一産」を目標とした生産率の向上を阻害する各種疾病の防除

イ 乳用種肉用牛については、初乳の適正給与と飼養管理技術の改善による事故率の低下

ウ 放牧牛については、放牧管理技術の改善によるピロプラズマ病等の放牧病の防止

4 環境保全

酪農及び肉用牛生産の健全な発展に資するため、酪農経営及び肉用牛経営の立地条件に留意するとともに、畜舎等の施設の改善整備、維持管理の適正化等を図り、あわせて、有機質肥料として有用な資源である家畜ふん尿について堆肥化等適切な処理により、経営内における土壌還元利用及び地域の耕種部門との連携による土壌還元利用を推進し、環境の保全に努める。